

令和2年6月5日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

食品衛生法施行細則の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長から次のとおり通知がありましたので貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

また、詳細については神奈川県のホームページを参照して下さい。

(参考) 生衛第1506号、神奈川県生活衛生課長通知概要

- 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部が令和2年6月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行った。
 - ・ 新たな営業届出制度の施行(令和3年6月1日)に先立ち、事前行為として当該届出を事前に行うことのできる制度がもうけられたことから、当該届け出の受理に関する事務を保健福祉事務所に委任した。
 - ・ 人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある指定成分等含有食品に係る健康被害について知事への届出を行う制度が設けられたことに伴い、当該届出に係る様式を定めるため、第4条を新設した。
 - ・ 施行期日：令和2年6月1日